

## ■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定  
します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

## ■年間保険料額の例

単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

夫婦2人世帯（共に被保険者）で  
妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 28年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	4,900円	200円減
			—	4,900円	200円減
153万円	夫妻	8.5割	—	7,400円	300円減
			—	7,400円	300円減
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,300円	300円減
			—	7,400円	300円減
211万円	夫妻	5割	5割	55,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
220万円	夫妻	5割	—	95,300円	900円減
			—	24,900円	800円減
221万円	夫妻	5割	—	96,300円	16,400円減
			—	24,900円	16,200円減
262万円	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
			—	39,800円	1,300円減
264万円	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減
			—	39,800円	11,600円減

## ■問い合わせ先

- ・北海道後期高齢者医療広域連合
- ・住民生活課 国民健康保険係
- ・熊石総合支所 住民サービス課

☎011-290-5601  
☎0137-62-2112  
☎01398-2-3111